平成２１年（フ）第２０２３０号
東京都港区芝３丁目２番14号
破産者　株式会社ソーホーズ・ホスピタリティ・グループ
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５８４号
茨城県猿島郡境町14番地の７
破産者　株式会社塚原観光バス
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５８５号
茨城県猿島郡境町14番地７
破産者　塚原　由行
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５２８号
神奈川県綾瀬市寺尾西３丁目２―14
破産者　鰺坂　安道
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７７３号
東京都港区南青山６丁目12番３号
破産者　株式会社ＷＪ
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１３６６号
東京都新宿区富久町16番９号
破産者　フィギァヘッド・リース株式会社
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１３６７号
東京都新宿区富久町16番９号
破産者　株式会社新家
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１３６９号
埼玉県さいたま市緑区大字中尾289
破産者　木村加代子
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３７６２号
埼玉県戸田市中町２丁目21番23号
破産者　勝栄物産株式会社
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６７号
東京都府中市府中町３丁目23番地の４、住民票上の住所東京都府中市宮西町４丁目４番地宮西コープ303真藤方
破産者　藤原　町子
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３３４３号
横浜市保土ケ谷区新井町180番地34
破産者　有限会社斉藤工業
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７６号
神奈川県横須賀市武４丁目32番５号
破産者　有限会社塩谷米酒店
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第９０号
山梨県都留市法能420番地
破産者　高橋　昭彦
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第１０１５号
神戸市北区藤原台南町５丁目17番６号
破産者　株式会社東伸建設
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７９９号
岡山市南区築港新町１丁目20番16号
破産者　尾嵜　光生
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２２４号
札幌市中央区南３条西２丁目　テス３・２ビル４階、商業登記簿上の本店所在地札幌市中央区南３条西３丁目５番地２
破産者　株式会社テス・カンパニー
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第６２６号
青森市大字小畑沢字小杉68番地１
破産者　株式会社青森汚泥処理センター
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４号
山形県南陽市宮内561番地の３
破産者　富成トーヨー住器株式会社
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１２００号
横浜市神奈川区羽沢南３丁目22番18号
破産者　株式会社双葉サービス
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４７０号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘１丁目47番25号
破産者　有限会社セイフリー
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４９０号
石川県かほく市外日角ニ102番地
破産者　株式会社河北組
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６１６号
金沢市示野町西144番地
破産者　有限会社竹中厨房サービス
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１７７０号
京都市西京区大枝北福西町２丁目19番地17、前本店所在地京都市西京区大枝西新林町３丁目１番地の27
破産者　有限会社インテリア坂本
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係